

【新規利用幼児用】

令和7年度 公立幼稚園・幼稚園型認定こども園 預かり保育の申込みについて

◆預かり保育の申し込みは毎年必要です。

以下の内容をご確認いただき、提出期限を守って、提出書類等に誤りがないようお願いいたします。

対象児童

在籍している幼稚園が実施する通常の教育時間（8:30～14:00）前後や長期休業期間中に、就労等で家庭での保育が困難であるとして保育を必要とする3・4・5歳児

申請手順

- ・利用開始希望月の前月20日までに申込書一式を提出してください。
- ・以下の利用申込書類の内容が事実と相違する場合は、預かり保育を利用できなくなる場合があります。

【提出書類】

- ☑ 預かり保育申込書・・・[子ども一人につき1部]
- ☑ 子育てのための施設等利用給付認定申請書・・・[子ども一人につき1部]
- ☑ 保育が必要であることを証する書類・・・[保護者につき各1部]
(裏面の表のあてはまる事由の必要提出書類：就労証明書や母子手帳の写しなど)

【提出先】 通園予定または通園中の幼稚園

【申込み期限】

◆ 4月から利用する場合 ⇒ 1次募集…令和6年11月22日(金)まで

※2次募集…令和7年2月7日(金)まで

◆ 年度途中から利用する場合 ⇒ 利用希望月の前月20日まで

※利用事由等が変更になった場合は、すみやかに届出してください。

例：仕事を退職したとき、

就職が決まったとき（転職含む）、

妊娠が分かったとき、

勤務先・勤務時間が変更になったとき

⇒ 変更届出書類は、幼稚園または保育幼稚園課にあります。

<問い合わせ>

三豊市健康福祉部保育幼稚園課

TEL:0875-73-3036 FAX:0875-73-3023

E-mail: hoiku@city.mitoyo.lg.jp

預かり保育の利用条件

次の①～③のいずれかの理由で保育が必要な場合のみ利用可能

- ① 教育時間（8:30～14:00）外に仕事をしていること
- ② 教育時間（8:30～14:00）外に通院、看護または介護をしていること
- ③ 市長が特別の事由があると認める場合

⇒ 預かり保育の無償化の条件について

保育の必要性があり、一定の要件：「保育を必要とする事由」（下表参照）を満たす場合は、申請のうえ、事前に認定（施設等利用給付認定：新2号）を受けることで利用料が無償になります。

【保育を必要とする事由】※ 施設等利用給付認定（新2号）の該当する事由

事 由	保護者の状況	利用できる期間	必要提出書類
① 就労※ ¹	<u>月60時間以上</u> ※ ² の就労をしている	就労が継続している間	就労証明書
② 妊娠・出産	母親が産前産後であること	<u>分娩予定月の前後2ヶ月</u> ex) 予定日が7月1日の場合 →利用期間：5月1日～9月30日	母子手帳の写し （表紙と、予定日または出産日が分かるページ）
③ 疾病・障がい	病気やけが、障がいを有しており、保育が困難な状態	疾病等が回復するまで	診断書または 障害者手帳の写し等
④ 親族の介護・看護	親族を常に介護することが必要で、保育が困難な状態	介護・看護の必要がなくなるまで	介護・看護状況申立書 介護保険証の写し等
⑤ 災害・復旧	地震、風水害等の災害復旧にあたっている	復旧が終了するまで	罹災証明書
⑥ 求職活動※ ³	求職活動のため、保育が困難な状態	預かり保育利用開始から 90日 を経過する日の月末	求職活動申出書
⑦ 就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学中	就学期間中	就学証明書、 就学時間が確認できる書類
⑧ その他、市長が上記の事由に類すると認める事由に該当すること		市長が必要と認める期間	それが分かる書類

※1：「就労」による預かり保育では、勤務先が遠方の場合を除き、就業前・後1時間程度での送迎をお願いします。

※2：就労時間が月60時間未満の場合、預かり保育の利用はできますが保育料が必要です。

就労時間が「月60時間以上」の目安としては、1日4時間で就労日数が月15日を超える場合となります。

※3：「求職活動」による預かり保育では、早朝保育は利用できません。

預かり保育時間と保育料

実施日	利用区分	利用時間	保育料 （上記の事由に該当の場合は無償）	実施場所
		幼稚園・幼稚園型認定こども園		
幼稚園 開園日	早朝	7:30～8:30	日額：100円	所属する幼稚園
	通常	14:00～最長18:00	日額：400円	
長期休業日 振替休業日	早朝	7:30～8:30	日額：100円	所属する幼稚園
	長期	8:30～最長18:00	日額：600円	

預かり保育を実施しない日

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ※ 3/31・4/1（年度末・年度初め）は希望保育を行います。



◎ 注意事項

- ・ 長期休業中の給食を提供しています。（年間数日間は、給食を提供できない場合があります。）
- ・ 3歳児のお子さんは原則ならし保育を行います。保護者の就労等で対応が難しい場合は、相談の上お預かりします。
- ・ 預かり保育を中止（休止）する場合は、「預かり保育中止（休止）届出書」を幼稚園に提出してください。
- ・ 利用が少人数の場合は、他の幼稚園と合同で預かり保育を実施する場合があります。
 - ※ 曾保幼稚園の長期休業日/振替休業日の預かり保育は終日、仁尾こども園で行います。